

平成21年10月30日
水産庁境港漁業調整事務所

日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について

水産庁は、日本海の暫定水域に隣接した我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）における韓国漁船の違法操業を撲滅するため、韓国漁船の操業が活発化する11月から翌5月までの間、同海域へ漁業取締船及び取締航空機を重点的に配備するとともに、海上保安庁とも連携をとりながら取締体制を強化いたします。

1. 重点取締実施の背景

- （１）近年、日本海の暫定水域を隠れ蓑として、我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）に密漁漁具を敷設する韓国漁船（刺し網、パイ簗、カニ簗など）は、漁具に浮標を付けず取締船の摘発を逃れたり、レーダーマストを高く改造し、漁業取締船等の接近をいち早く発見し逃走するなど違反の態様が巧妙化している。
- （２）特に、ズワイガニを狙った操業が活発化する11月から5月にかけては、刺し網などにより多量のズワイガニが密漁されるだけでなく、我が国沖合底びき網漁船の網に韓国漁船の密漁漁具が絡むなどの被害も毎年発生している。

2. 重点取締の目的及び背景

上記の状況を踏まえ、本年11月から翌5月までを重点取締期間と位置づけ、漁業取締船及び航空機を重点的に密漁漁具設置多発海域へ配備するとともに、海上保安庁とも連携をとりながら取締りを強化する。

(1) 目的

- ・我が国EEZへの密漁漁具の設置を防止する。
- ・設置された密漁漁具の発見に努め、これを押収する。
- ・密漁漁具を設置している韓国漁船を現認し、これを拿捕する。

(2) 取締体制

本年４月に水産庁本庁（東京）から移管した「白嶺丸」を含め５隻の境港漁業調整事務所所属船に加え、水産庁本庁、他の漁業調整事務所から応援を得る。

１１月～１２月：漁業取締船を最大１２隻配備、航空機による取締りを集中的に実施

１月～５月：検討中（隻数等は１１月～１２月の状況等を踏まえ検討）

(参考) 境港漁業調整事務所による山陰沖における密漁漁具押収件数の推移

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
境港漁業調整事務所による山陰沖における漁具押収件数	3	2	6	13	26	34	33	26	26 (23)	18 (13)	(17)

注１）（ ）内は10月20日現在の数値

注２）山陰沖には大和堆を含む。

お問い合わせ先

水産庁境港漁業調整事務所漁業監督課

担当者：新 村

直通 ０８５９－４４－３６８２

※カラー写真の提供可能